

目標達成度合いの測定結果の判定について（案）

1. 指標単位の目標の達成度合いの判定

	達成度合いを定量的に判定する場合		達成度合いを定性的に判定する場合	
	ランク	判定基準	ランク	判定基準
達成度合い	S	目標値に対する実績値が120%以上	A（有効） B（有効性の向上が必要である） C（有効性に問題がある）	個別の目標ごとに設定
	A	目標値に対する実績値が80%以上120%未満		
	B	目標値に対する実績値が60%以上80%未満		
	C	目標値に対する実績値が60%未満		

2. 施策分野単位の目標の達成度合いの判定

①全ての指標を「主要な測定指標」とする。

②5段階区分による施策分野毎の目標に対する達成度合いの判定については、以下に示す手順1及び手順2を踏まえて行うものとする。

新たなガイドライン上の5段階区分		判定方法	
区分	内容	手順1	手順2
①目標超過達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの	全ての指標が「S」 若しくは「A」	「S」が半数以上
②目標達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの		「S」が半数未満
③相当程度進展あり	一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの	「B」又は「C」 の指標を含む	成果指標のうち「S」、「A」、「B」が半数以上、 かつ活動指標のうち「S」、「A」、「B」が半数以上
④進展が大きくない	一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの		③及び⑤のいずれにも 該当しない場合
⑤目標に向かっていない	主要な測定指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの		成果指標のうち「C」が半数以上 又は活動指標のうち「C」が半数以上